

令和6年9月

播磨町議会定例会議案

同意第 1 号

播磨町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

播磨町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 高砂市
氏 名 澤木 俊昌
生年月日

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯 謙 作

同意第 2 号

播磨町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

播磨町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 西宮市
氏 名 中川 肇
生年月日

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

同意第 3 号

播磨町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

播磨町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町

氏 名 松田 智

生年月日

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

同意第 4 号

播磨町教育委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町
氏 名 栢田 いづみ
生年月日

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 加古郡播磨町

氏 名 吉田 孝行

生年月日

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 38 号

工事請負契約締結の件

令和6年7月25日付けで入札に付した播磨幼稚園園庭拡張工事について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 播磨幼稚園園庭拡張工事
- 2 契約の方法 郵便応募型条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥108,570,000.－
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥9,870,000.－)
- 4 契約の相手方 兵庫県加古川市野口町野口134番地の10
株式会社モノポリス森下組
代表取締役 森本 和彦

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 39 号

町道路線認定の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道路線として、下記のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
0461	二子開10号線	二子字西垣 264番6地先	古宮字秋ヶ池 351番3地先	72.2	6.0
0462	山ノ代開1号線	上野添三丁目 1418番54地先	上野添三丁目 1418番10地先	137.3	6.0
0463	山ノ代開2号線	上野添三丁目 1418番28地先	上野添三丁目 1418番31地先	39.4	6.0
0464	山ノ代開3号線	上野添三丁目 1418番43地先	上野添三丁目 1418番44地先	20.8	6.0

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 40 号

播磨町税条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町税条例の一部を改正する条例

播磨町税条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第89条第2項第2号中「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第56条の改正規定 令和7年4月1日

（2）第36条の2第10項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）第3条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条の改正規定（第7項の改正規定を除く。）の施行の日

（3）第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日（経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の播磨町税条例第34条の7第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第 41 号

播磨町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町国民健康保険条例の一部を改正する条例

播磨町国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

第7条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第7条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第18条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 42 号

令和6年度播磨町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度播磨町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億6,460万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億3,998万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		219,791	3,193	222,984
	1 地方特例交付金	219,791	3,193	222,984
10 地方交付税		1,295,100	66,897	1,361,997
	1 地方交付税	1,295,100	66,897	1,361,997
14 国庫支出金		2,247,649	89,743	2,337,392
	1 国庫負担金	1,415,721	85,476	1,501,197
	2 国庫補助金	824,597	4,267	828,864
15 県支出金		1,039,574	△ 5,997	1,033,577
	1 県負担金	747,202	△ 7,074	740,128
	2 県補助金	235,687	877	236,564
	3 委託金	56,685	200	56,885
17 寄附金		2,506	50	2,556
	1 寄附金	2,506	50	2,556
18 繰入金		1,263,638	178,322	1,441,960
	1 基金繰入金	1,263,637	178,322	1,441,959
19 繰越金		1	44,767	44,768
	1 繰越金	1	44,767	44,768
20 諸収入		342,166	54,780	396,946
	5 雑入	316,078	54,780	370,858
21 町債		489,300	532,846	1,022,146
	1 町債	489,300	532,846	1,022,146
歳入	合計	13,675,384	964,601	14,639,985

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		133,607	△ 76	133,531
	1 議会費	133,607	△ 76	133,531
2 総務費		1,709,680	15,103	1,724,783
	1 総務管理費	1,447,380	9,678	1,457,058
	2 徴税費	138,976	2,140	141,116
	3 戸籍住民基本台帳費	120,864	3,285	124,149
3 民生費		5,504,613	79,774	5,584,387
	1 社会福祉費	3,326,091	11,774	3,337,865
	2 児童福祉費	2,178,321	68,000	2,246,321
4 衛生費		873,443	58,835	932,278
	1 保健衛生費	464,722	57,880	522,602
	2 清掃費	408,721	955	409,676
6 農林水産業費		216,926	60	216,986
	1 農業費	152,782	60	152,842
7 商工費		56,502	8,000	64,502
	1 商工費	56,502	8,000	64,502
8 土木費		1,195,971	△ 1,042	1,194,929
	1 土木管理費	114,545	△ 900	113,645
	4 都市計画費	837,838	△ 142	837,696
10 教育費		2,422,349	803,947	3,226,296
	1 教育総務費	478,665	3,567	482,232
	2 小学校費	381,217	24,180	405,397
	3 中学校費	171,962	100	172,062
	4 幼稚園費	517,907	△ 21,130	496,777
	5 社会教育費	348,727	797,226	1,145,953
	6 保健体育費	523,871	4	523,875
歳 出 合 計		13,675,384	964,601	14,639,985

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業	64,000
	5 社会教育費	東部コミュニティセンター整備事業	788,011

第3表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
ふれあい活動推進事業	令和6年度 ～ 令和7年度	11,000千円

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育事業 東部コミュニティセンター整備 事業債	千円 531,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合には、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 39,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合には、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 40,546	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

議案第 43 号

令和6年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,217万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,899万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		389,607	14,569	404,176
	1 繰入金	389,607	14,569	404,176
11 繰越金		1	47,605	47,606
	1 繰越金	1	47,605	47,606
歳入合計		3,486,825	62,174	3,548,999

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,935	196	50,131
	1 総務管理費	44,476	196	44,672
9 基金積立金		2,121	47,607	49,728
	1 基金積立金	2,121	47,607	49,728
10 諸支出金		3,436	14,371	17,807
	1 諸支出金	3,436	14,371	17,807
歳出合計		3,486,825	62,174	3,548,999

議案第 44 号

令和6年度播磨町財産区特別会計補正予算（第1号）

令和6年度播磨町の財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ489万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,138万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本荘村財産区財産収入		54,130	△ 58	54,072
	2 繰越金	54,123	△ 58	54,065
2 古宮村財産区財産収入		708,295	△ 4,569	703,726
	2 繰越金	706,989	△ 4,569	702,420
3 二子村財産区財産収入		303,915	△ 189	303,726
	2 繰越金	303,356	△ 189	303,167
4 野添村財産区財産収入		106,209	△ 1,299	104,910
	2 繰越金	105,989	△ 1,299	104,690
5 大中村財産区財産収入		78,294	1,209	79,503
	2 繰越金	78,146	1,209	79,355
6 古田村財産区財産収入		1,273	1	1,274
	2 繰越金	1,269	1	1,270
7 宮西村財産区財産収入		24,167	8	24,175
	2 繰越金	24,121	8	24,129
歳入	合計	1,276,283	△ 4,897	1,271,386

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本荘村財産区費		54,130	△ 58	54,072
	1 諸支出金	54,130	△ 58	54,072
2 古宮村財産区費		708,295	△ 4,569	703,726
	1 諸支出金	708,295	△ 4,569	703,726
3 二子村財産区費		303,915	△ 189	303,726
	1 諸支出金	303,915	△ 189	303,726
4 野添村財産区費		106,209	△ 1,299	104,910
	1 諸支出金	106,209	△ 1,299	104,910
5 大中村財産区費		78,294	1,209	79,503
	1 諸支出金	78,294	1,209	79,503
6 古田村財産区費		1,273	1	1,274
	1 諸支出金	1,273	1	1,274
7 宮西村財産区費		24,167	8	24,175
	1 諸支出金	24,167	8	24,175
歳出	合計	1,276,283	△ 4,897	1,271,386

議案第 45 号

令和6年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,405万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,802万8千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		659,225	34	659,259
	1 国庫負担金	515,507	30	515,537
	2 国庫補助金	143,718	4	143,722
5 支払基金交付金		788,839	3,423	792,262
	1 支払基金交付金	788,839	3,423	792,262
6 県支出金		421,419	18	421,437
	1 県負担金	396,699	18	396,717
8 繰入金		577,644	△ 3,282	574,362
	1 一般会計繰入金	482,843	△ 3,282	479,561
9 繰越金		1	93,862	93,863
	1 繰越金	1	93,862	93,863
歳入合計		3,053,973	94,055	3,148,028

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		75,995	△ 3,300	72,695
	1 総務管理費	57,350	△ 3,300	54,050
2 保険給付費		2,806,790	150	2,806,940
	6 高額医療合算介護サービス等費	11,575	150	11,725
5 基金積立金		713	13,126	13,839
	1 基金積立金	713	13,126	13,839
7 諸支出金		301	84,079	84,380
	1 償還金及び還付加算金	301	84,079	84,380
歳出合計		3,053,973	94,055	3,148,028

議案第 46 号

令和6年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,691万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,397万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	16,911	16,912
	1 繰越金	1	16,911	16,912
歳入	合計	567,061	16,911	583,972

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		562,375	16,911	579,286
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	562,375	16,911	579,286
3 諸支出金		356	0	356
	1 償還金及び還付加算金	356	0	356
歳出	合計	567,061	16,911	583,972

議案第 47 号

令和6年度播磨町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度播磨町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	674,723	△503	674,220
第1項 営業費用	652,410	△503	651,907

第3条 予算第4条本文括弧中「99,661千円」を「100,726千円」に、「31,157千円」を「31,168千円」に、「68,504千円」を「69,558千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	658,939	1,065	660,004
第1項 建設改良費	415,718	1,065	416,783

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	89,968	562	90,530

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 48 号

令和6年度播磨町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度播磨町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	915, 811	4, 761	920, 572
第1項 営業費用	827, 978	4, 761	832, 739

第3条 予算第4条本文括弧中「291, 289千円」を「291, 213千円」に、「166, 423千円」を「166, 347千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1, 293, 068	△76	1, 292, 992
第1項 建設改良費	828, 722	△76	828, 646

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	39, 519	4, 685	44, 204

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 49 号

令和5年度播磨町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度播磨町水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和5年度播磨町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 50 号

令和5年度播磨町下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度播磨町下水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和5年度播磨町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 1 号

令和5年度播磨町一般会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度播磨町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 2 号

令和5年度播磨町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度播磨町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 3 号

令和5年度播磨町財産区特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度播磨町財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 4 号

令和5年度播磨町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度播磨町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 5 号

令和5年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

播磨町長 佐伯謙作